

菰野町子ども会育成者連絡協議会 会則

(名 称)

第1条 この会は、菰野町子ども会育成者連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 この会は、事務局を菰野町教育委員会社会教育課に置く。

(目 的)

第3条 この会は、菰野町子ども会育成者相互の連絡協調と、その充実発展を図り、子ども会の育成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 子ども会育成者および子ども会相互の連絡調整。
- (2) 子ども会の運営と指導について連絡調整および啓蒙。
- (3) 各種研修会・講演会の開催の実施。
- (4) 指導者・ジュニアリーダーの養成。
- (5) 他団体および関係諸機関との連絡調整。
- (6) その他、目的達成に必要な事業。

(組 織)

第5条 この会は、菰野町内の子ども会育成者をもって組織する。

(機 関)

第6条 この会に、次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 理事会

(総 会)

第7条 総会は、この会の議決機関であって、単位子ども会育成者の代表をもって構成する。

2 総会は、毎年1回以上開催するものとし、会長がこれを招集する。

3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算。
- (2) 事業報告および決算。
- (3) 会則の改正、その他理事会で必要と認めた事項。

(理事会)

第8条 理事会は、地区子ども会育成会の代表者をもって構成し、会務を執行する。

2 理事会は、会長がこれを招集する。

(会議の成立および表決)

第9条 総会、理事会は構成員の過半数の出席がなければ成立しない。

2 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員)

第10条 この会に次の役員を置く。

- | | | |
|-------|----|----|
| (1) 会 | 長 | 1人 |
| (2) 副 | 会長 | 2人 |
| (3) 書 | 記 | 2人 |
| (4) 会 | 計 | 1人 |
| (5) 監 | 事 | 2人 |

(役員を選出)

第11条 役員は、理事会において互選し、総会に報告するものとする。

2 監事は、単位子ども会代表者の中から理事会で選び、総会の承認を得るものとする。

(役員および理事の任務)

第12条 会長は、この会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 書記は、会の庶務をつかさどる。

4 会計は、会の経理をつかさどる。

5 理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の決議に基づき業務を処理する。

6 監事は、会計および会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員および理事の任期)

第13条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

2 理事の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

3 補欠または増員により選出された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(顧問および参与)

第14条 この会に、顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問および参与は、会長の求めに応じて、この会の運営に関し助言を行う。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第16条 この会の経費は、負担金・補助金・寄付金等の収入をもってあてる。

(施行細則)

第17条 この会則についての必要事項は、菰野町子ども会育成者連絡協議会細則に定める。

付 則 この会則は、昭和61年4月13日から施行する。

付 則 この会則は、平成5年4月9日から施行する。

付 則 この会則は、平成21年4月2日から施行する。

菰野町子ども会育成者連絡協議会 細則

第1条 この細則は、菰野町子ども会育成者連絡協議会会則に基づき、この会の運営について必要な事項を定める。

第2条 地区子ども会育成会は、以下の6地区とする。

- (1) 菰野西地区子ども会育成会
- (2) 菰野東地区子ども会育成会
- (3) 鵜川原地区子ども会育成会
- (4) 竹永地区子ども会育成会
- (5) 朝上地区子ども会育成会
- (6) 千種地区子ども会育成会

第3条 単位子ども会は、年度当初に登録された子ども会育成会をもって構成する。

第4条 理事の任期は2年であり、1年ごとに理事の半数が交代する。

第5条 菰野町子ども会育成者連絡協議会に女性理事2名を選出する。

女性理事の選出順については、平成21年度を初年度とし、

①千種・菰野西地区→②菰野東・鵜川原地区→③竹永・朝上地区の順とする。

| 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 女性理事 | 千種 | 菰野東 | 竹永 | 千種 | 菰野東 | 竹永 |
| 選出地区 | 菰野西 | 鵜川原 | 朝上 | 菰野西 | 鵜川原 | 朝上 |

付 則 この細則は、昭和61年4月13日から適用する。

付 則 この細則は、平成21年4月2日から適用する。

菰野町子ども会育成者連絡協議会 表彰規定

(目 的)

第1条 単位子ども会、子ども会の育成に当たっている育成者(育成組織を含む)、指導者(指導組織を含む)に対して、その業績を表彰し今後における子ども会活動の振興を図る。

(被表彰者)

第2条 表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 団体表彰 単位子ども会、育成者組織および指導者組織としてその業績が顕著であるもの。
- (2) 個人表彰 育成者または指導者として、子ども会活動の育成または指導に従事しその功績が顕著であるもの。

(推せん者)

第3条 推せん者は、次のいずれかとする。

- (1) 地区子ども会育成会長
- (2) 教育委員会教育長

(推せんの方法)

第4条 推せんは、別に定める様式による。

(選 考)

第5条 選考は、菰野町子ども会育成者連絡協議会理事会にはかり決定する。

2 選考の結果は、推せん者を經由して被表彰者に通知するものとする。

(表 彰)

第6条 表彰は、総会時にこれを行う。ただし、その他必要と認める場合は菰野町子ども会育成者連絡協議会行事の際に行うことができる。

(施行期日)

第7条 この規定は、昭和 61 年 4 月 13 日より施行する。